

# 参議院議員通常選挙

投票は7月29日(日)

(午前7時～午後8時)



～主役は あなたの一票です～

## ☆投票できる人

投票できる人は、①②のどちらの要件にも該当する人です。

①年齢が満20歳以上の人(昭和62年7月30日までに生まれた人)

②平成19年4月11日以前から引き続き本市の住民基本台帳に記載されている人

## ☆投票所入場券(はがき)

投票所入場券は、個人ごとに郵送しています。投票には自分の投票所入場券をお持ちください。紛失したり忘れた時でも投票できますので投票所の係員に申し出てください。

※平成19年7月7日以降に市内間の転居届を出した人は、前の住所地の投票所での投票となりますので、投票所入場券の投票場所を確かめて投票してください。

## ☆選挙公報

選挙公報は、各世帯へ7月27日(金)までに配布いたします。なお、市役所本館1階ロビーや各校区公民館にも備えますのでご利用ください。

## ☆期日前投票および不在者投票

### ◆期日前投票

投票日の当日に仕事や投票区外へ外出する用事がある人、病気や妊娠などで歩行が困難であると予想される人などは、期日前投票が出来ます。

\*期日前投票の方法 宣誓書に記載されている当日投票できない理由を選択し、投票用紙に候補者名(政党名)を記載して直接投票箱に入れれば完了。

\*期間 7月13日(金)～7月28日(土)

\*時間 午前8時30分～午後8時(土曜、日曜も同じ)

\*場所 小郡市期日前投票所(市役所北別館1階 中会議室)

\*持参するもの 入場券又は入場券が届いていなければ本人と確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)

### ◆指定病院、施設などにおける不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院または入所している人で、不在者投票事由に該当する人は、それぞれの施設の管理者に申し出て施設で投票することができます。

### ◆滞在地における不在者投票

投票日当日または期日前投票期間中に出張や旅行などで投票できない場合は、その滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。事前に市選挙管理委員会へお問い合わせください。

### ◆郵便等による不在者投票

郵便等投票ができる人は、「身体障害者手帳」か「戦傷病者手帳」または「介護保険被保険者証」の交付を受けていて障害等の程度が次のとおりの人です。なお、郵便等投票をするためには郵便等投票証明書が必要です。該当すると思われる人は、早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

#### ①身体障害者については

障 害	1 級	2 級	3 級
両下肢、体幹、移動機能	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
免疫	○	○	○

#### ②戦傷病者については

障 害	特別 項症	第 1 項症	第 2 項症	第 3 項症
両下肢、体幹	○	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	○	○	○

#### ③要介護者・・・要介護状態区分が「要介護 5」の人

※自分で投票用紙に記載できない人(身体障害者手帳の上肢または視覚障害が 1 級、戦傷病者手帳の上肢または視覚障害が特別項症から第 2 項症までの人)は、代理人(あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た人)に記載させることができます。

日本の未来をつくる  
あなたの一票



### ☆在外投票

仕事や留学などで外国に住む有権者は、在外選挙人名簿に登録すれば、海外からでも投票(在外公館での投票か、郵便等投票)ができます。また、日本国内でも投票ができます。今回の選挙から、衆議院議員及び参議院議員の比例代表選挙だけでなく、選挙区選挙も投票できるようになりました。